

役員等報酬規則

(平成 24 年 3 月 27 日制定)
(平成 27 年 3 月 12 日改正)
(平成 28 年 3 月 11 日改正)
(平成 29 年 3 月 14 日改正)
(平成 30 年 3 月 6 日改正)
(平成 31 年 3 月 8 日改正)
(令和 2 年 3 月 19 日改正)
(令和 3 年 3 月 26 日改正)
(令和 4 年 6 月 23 日改正)
(令和 5 年 3 月 15 日改正)
(令和 6 年 3 月 7 日改正)
(令和 7 年 3 月 6 日改正)
(令和 8 年 3 月 4 日改正)

(総 則)

第 1 条 公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）定款第 15 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 36 条第 1 項における報酬の支給については、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬等（報酬、賞与其他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当）であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として、次条に定める報酬を支給することができる。

2 評議員、会長、副会長及び非常勤役員に対して、会議出席の都度、別表 2 に定める報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬の種類)

第 4 条 常勤役員の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、期末特別手当及び退職慰労金とする。

2 退職慰労金の支給規則は別に定める。

(役員報酬の支給定日)

第 5 条 役員報酬（期末特別手当及び退職慰労金を除く。）の支給定日は毎月 17 日とする。ただし、その日が休日のときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(俸給月額)

第 6 条 常勤役員の俸給月額は次のとおりとする。

理 事 長	837,000 円
専務理事	636,000 円
常務理事	636,000 円

(地域手当)

第 7 条 地域手当は、本協会の職員給与規程（平成 24 年 1 月 4 日制定。以下「職員給与規程」という。）第 13 条の規定に準じて支給する。

2 常勤役員に支給する地域手当の月額は、俸給の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 8 条 通勤手当の支給は、職員給与規程第 19 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤

役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、職員給与規程第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する額とする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じて取り扱うものとする。

(期末特別手当)

第 9 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤役員に対し、そのつど別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した常勤役員にあつては退職し、又は死亡した日現在) において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、別表 1 の支給割合を乗じて得た額を基礎として、基準日以前 6 ヶ月以内の期間における在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 ヶ月・・・100 分の 100
- (2) 5 ヶ月以上 6 ヶ月未満・・・100 分の 80
- (3) 3 ヶ月以上 5 ヶ月未満・・・100 分の 60
- (4) 3 ヶ月未満・・・100 分の 30

- 3 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律第 19 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに同法第 19 条の 6 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(月の中途で就任又は退任した場合の取扱い)

第 10 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の役員報酬 (通勤手当、期末特別手当及び退職慰労金を除く。以下同じ。) を支給する場合は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に対する退職当月分の役員報酬を支給する場合は、前項の規定を準用する。ただし、死亡した者に対する死亡当月の役員報酬は、当月分の役員報酬月額の全額を支給する。

(端数処理)

第 11 条 この規程の定めによって算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 12 条 役員報酬の支給に関し、この規則に定めのないものは、国家公務員の給与の支給の例による。
(改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 1 (期末特別手当の支給割合)

6 月期	100 分の 175
12 月期	100 分の 175

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

項目	単位	金額
会議出席手当	1 回	15,000 円

付 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人日本国際教育支援協会役員給与規程 (昭和 47 年 3 月 16 日制定) は廃止する。

付 則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 7 条第 2 項の定めに関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間に適用する地域手当の月額、人事院規則において定める割合に準じて得た額とする。
- 3 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 26 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 170 とする。

付 則

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 27 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 167.5 とする。

付 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 14 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 28 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 175 とする。

付 則

- 1 この規則は、平成 30 年 3 月 6 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 29 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 175 とする。

付 則

- 1 この規則は、平成 31 年 3 月 8 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、平成 30 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 177.5 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和元年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 172.5 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和 2 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 165 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 23 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和 4 年 6 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 152.5 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和 4 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 167.5 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 7 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和 5 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 175.0 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 条第 2 項の定めに関わらず、令和 6 年 12 月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100 分の 175.0 とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 8 年 3 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 第9条第2項の定めに関わらず、令和7年12月期に適用する期末特別手当の支給割合は、100分の177.5とする。